

JR東海労なごや

2009年9月8日 No. 781号
JR東海労名古屋地方本部
発行者：丹羽成生
編集者：堀部肇

地本申し入れシリーズ 5

行き過ぎた社員管理はやめろ！！

ある職場では会社掲示板に社員の通勤時の服装評価ランク付けを掲示した。業務以外の何ら会社から規制を受けることのない自由な時間に対し、会社が通勤時の服装について優劣を付けることは人権侵害である。よって一切の個人的な自由を規制しないこと。

JR東海労名古屋地本申1号より

皆さんご存知のように、会社はスーツ通勤の懲憑をしています。面談時にも管理者に言われます。しかし、通勤時の服装データを集計しランク付けしていることは問題です。会社は常に社員を監視しているのだろうか？

数年前には腕時計がビジネスタイプでなければダメとかありましたね。何を根拠に判別するのか良くわからない話でしたが、根本は同じです。私たちは、認められた自由を保障されています。会社の言うことは『絶対』という固定観念は捨て自由に生きましょう！

通勤服に関しては申1号の業務委員会の場で「強制でない」こと確認

組合：管理者から「あなたはスーツで通勤していませんね」と指摘することは、強制になる。

会社：懲憑している。

組合：強制ではない事を確認する。

通勤時間は自己の時間であり業務中ではなく、会社に束縛される筋合いはありません。それぞれの個人にあった服装でいいと思います。

東海労は職場の声を会社に訴え、解決を求めます！

他労組のみなさん共に働きやすい職場作りをしていきましょう！